

浮魚礁自主調整協議会加入資格確認申請及び浮魚礁敷設承認申請取扱要領

(沖繩海区漁業調整委員会)

漁調委第110号

沖繩海区漁業調整委員会指示15第 号に基づく浮魚礁自主調整協議会加入資格確認申請及び浮魚礁敷設承認申請取扱要領を次のとおり定める。

平成16年 3月19日

沖繩海区漁業調整委員会

会長 伊野波 盛仁

(協議会加入者等名簿)

1 沖繩海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、第1号様式による浮魚礁自主調整協議会加入者等名簿を備える。

(浮魚礁自主調整協議会加入資格確認申請)

2 浮魚礁自主調整協議会へ加入しようとする者は、委員会へ次の各号に掲げる書類を添付して、第2号様式による加入資格確認申請書を提出しなければならない。

- (1) 法人格をもつ団体であることを証する書類
- (2) 事業者の構成人員を明らかにする名簿等
- (3) 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) その他、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

(敷設の承認等)

3 (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、第3号様式による浮魚礁敷設承認申請書に世界測地系による緯度及び経度を記載した位置図、浮魚礁の構造を示す書類並びに第4号様式による浮魚礁の敷設実績者との協議書を添付して委員会へ提出しなければならない。

(2) 委員会は、浮魚礁の敷設を承認したときは、申請者へ第5号様式による承認証を交付する。

(承認の制限、条件等に関する届出)

4 (1) 敷設承認を受けて浮魚礁を敷設しようとする者が浮魚礁を敷設するときに所管の海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出する海上作業届は、第6号様式によるものとする。

(2) 敷設承認を受けて浮魚礁を敷設した者(以下「敷設者」という。)が浮魚礁を敷設したときに委員会へ提出する浮魚礁敷設届は、第7号様式によるものとする。

(3) 敷設者が、毎年9月30日及び3月31日までに委員会へ提出する浮魚礁敷設実績届は、第8号様式によるものとする。

(4) 敷設者の浮魚礁が流失したときに委員会及び所管の海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出する浮魚礁流失届は、第9号様式によるものとする。

(敷設承認の取消しに関する届出)

5 敷設承認を受けた者が、敷設承認を受けたもののうち敷設予定がないもの及び敷設した浮魚礁が承認を受けた位置から2海里を超えて移動したときに委員会へ提出する敷設承認取消届は、第10号様式によるものとする。

(浮魚礁の利用)

6 敷設者が、敷設承認を受けて敷設した浮魚礁を利用する者(以下「利用者」という。)との間で利用に関する協定の締結又は協議を整えた際に、これを示す旗等を利用者に交付したときに委員会へ提出する承認旗等設定届は、第11号様式によるものとする。

(附則)

この要領の有効期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。